

阿久根市地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業に関する可能性調査検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年7月14日

阿久根市長 西平良将

阿久根市地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業に関する可能性調査検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、再生可能エネルギーの導入による地域資源を活用した持続可能な自立循環型社会の構築を図るため地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業（以下「事業」という。）を推進するものとし、事業により整備される設備と接続先の公共施設との電力需給バランス、地域新電力会社の設立・運営等その他事業の実施に関し必要な可能性調査（以下「調査」という。）について専門的及び総合的立場から検討するため、阿久根市地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業に関する可能性調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議・検討を行う。

- (1) 調査の実施計画に関する事項
- (2) 調査の実施報告に関する事項（中間・最終）
- (3) その他調査に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内で組織し、エネルギー政策に精通し、又は経営の安定及び事業継続性の確保の観点に基づく識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員が互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は，委員長が招集し，議長となる。

2 委員長は，必要があるときは，委員会の会議に委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

3 委員は，会議に出席できないときは，書面で意見を提出することができる。

(解散)

第5条 委員会は，その任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は，企画調整課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は，令和4年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開催する会議は，第4条第1項の規定にかかわらず，市長が招集する。